

部に到る。司に送る。此れを奉ず。相い応に該督に知照すべきこと可なり、と。

此れ誠に我が皇上の覆載の洪仁にして、柔恤尤も周きを加う。

頂戴するに至るも、以て言に名し難し。而して貴司と<sup>督</sup>兩院と留心して詳題せる、感荷曷ぞ極まらんや。但だ今入覲の官伴及び存留の官伴は例として該に船を發して接回すべし。久しく閩の地に滞りて以て天朝の麩餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事金溥・使者顧天休等を遣わして、梢役を率領し、海船一隻に坐駕して前来し、皇上の勅書併びに欽賜の物件を迎接し、貢使毛興龍・蔡応祥等と共に一齊に帰国せしむ。誠に末員駑鈍にして事に任ずるに堪えざるを恐る。統て貴司の始終照私するを祈る。来歲夏至の蚤汛に回るを賜わらば、則ち特だに末員濤に驚くの虞を免るるのみならずして、将来の進貢の期も亦た愆うること無からん。此の為に理として合に貴司に移咨すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙四十二年（一七〇三）十月二十八日

注（1）貴司の咨を准くるに開す 布政司の咨は（〇二二二三）の一部。

ただし字句の省略が多い。ここでの引用は「切照するに」から

注（3）まで。

（2）咨送し 「咨」の字、校訂本では「各」とするも「咨」が正し

い。

（3）可なり、と 注（1）の咨の引用の終り。

（4）覆載の洪仁 万物をおおいつくす（君主の）大きな仁徳。

（5）頂戴するに至るも どのように礼をつくしても、の意。頂戴は敬礼。

（6）顧天休 久志親雲上助辰。生没年不詳（この接回の都通事金溥の家譜「家譜（二）七七頁」による）。

## 2-02-15

国王尚貞の、赴京の使臣の接回のため都通事金溥等を遣わすむねの執照（一七〇三、一〇、二八）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の官員を接回する事の為にす。

切照するに、康熙四十一年、乃ち当に貢すべきの期なり。特に

耳目官毛興龍・正議大夫蔡応祥等を遣わし、梢役を帶領し船二隻

に駕して表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨し、起送し

て京に赴き、恭しく四十一年の貢典を進むる外、都通事金璋・使

者毛文傑等を摘回するに至りては、仍お原船に坐し、本年七月内

に于て国に還るを見るを得たり。旧例に遵依せり。但だ入覲の官

伴及び存留の官伴は、向例として該国、船を發して接回す。久し

く閩の地に淹りて以て天朝の麩餼を糜すに至らず。此の為に特に

都通事金溥・使者顧天休等を遣わして、水梢・人伴共に八十五員

名を率領し、海船一隻に坐駕して前来し、皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使毛興龍等と同一<sup>とも</sup>に一斉に国に回らしめんとす。

茲に所扱の差去する員役は別に文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第七十六号半印勘合の執照を給して存留通事蔡淵等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実<sup>も</sup>に遇わば即便<sup>ただち</sup>に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 金溥 人伴五名

使者二員 顧天休・豊良佐 人伴八名

存留通事一員 蔡淵<sup>(1)</sup> 人伴五名

管船火長・直庫 二名 林宗璉<sup>(2)</sup>・松永茂

水梢共に六十一名

右の執照は存留通事蔡淵等に付す。此れを准ず

康熙四十二年(一七〇三)十月二十八日給す

注(1) 蔡淵 生没年不詳。久米村蔡氏(志多伯家)十一世。志多伯親方。

紫金大夫(『家譜(二)』九三五頁)。

(2) 林宗璉 一六八二—一七三三年。久米村林氏(平安座家)三世。

この接回の折、金門圍頭地方に漂着し、順風を待ち翌年三月に福州に到った(『家譜(二)』八六〇頁)。